

チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント



目次

- 1. 事業の趣旨・目的
- 2. ガイドラインとマニュアルのポイント
 - 1) 第14次労働災害防止計画の理解及び経営者・労働者の責務 1
 - 2) 省令改正・ガイドライン・指針等の理解
- 3) チェーンソーを使用した伐木等作業に伴う保護具 2
- 4) チェーンソーの取り扱い方法等
- 5) 緊急連絡体制及びチェーンソー取扱い作業指針・リスクアセスメント・作業計画書等 3
- 6) チェーンソーを用いて行う伐木作業
- 7) チェーンソーを用いて行う造材作業
- 8) 木材伐出機械等を使用した作業 4

※1：チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（改正令和2年1月31日基発0131第1号）

※2：高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日公示第1号）

※3：労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令和7年5月20日基発0520第6号）

※4：林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日 基発第461号の3）

※5：騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和5年4月20日基発0420第2号）

※6：チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について（令和3年3月17日付け基発0317第2号）

1. 事業の趣旨・目的

林業における労働災害発生率は、他産業と比較して高い水準にあります。第14次労働災害防止計画において林業は、労働災害重点事業として特定され、労働災害の一層の減少をはかることが求められています。特に、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン※1に基づく措置を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とし、死亡者数を15%以上減少させる目標を掲げています。

新たに開発した「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」は、伐木等の安全作業のポイントをはじめ、労働安全衛生法及びガイドラインの改訂などを解説しています。本マニュアルを伐木等作業を行う経営体及び事業場、並びに関係機関で広く活用していただき、改正省令及びガイドライン・指針の理解を進めて、積極的な安全衛生活動によるチェーンソー伐木等作業の安全を確保して、伐木等を担う技能者が安全で安心して働ける職場環境の確保を目的としています。

2. ガイドラインとマニュアルのポイント

1) 第14次労働災害防止計画及び経営者・労働者の責務

(1) 第14次労働災害防止計画の理解と改正省令・ガイドラインの遵守

労働災害の防止は、経営体が災害防止の責務をはたすとともに、発注者など関係機関の協力のもと、関係省令及びガイドライン・指針等の周知・遵守徹底など災害防止に積極的に取り組む必要があります。

(2) 伐木等作業を行う経営者の責務

労働安全衛生法令及びガイドライン、並びに指針等に基づく措置を講じて、伐木等作業の安全対策を徹底する責務があります。

(3) 伐木等作業を行う労働者の義務

労働安全衛生法令により労働者に義務付けられている措置の履行、並びに経営者及び管理者が指導するガイドライン及び指針に基づく措置を講じた伐木等作業を実施する義務があります。



2) 省令改正・ガイドライン・指針等の理解

(1) 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設

令和9年1月から施行される「個人事業者等」の業務上の災害に関する報告制度の創設について、関係者へ周知徹底する必要があります。

(2) 高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月）※2

高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善など労働災害の防止をはかる必要があります。

(3) 熱中症の重篤化を防止する労働安全衛生規則の改正（令和7年6月）※3

熱中症の「自覚症状」や「熱中症のおそれのある作業中」を見つけた場合の報告体制の構築と体制の周知が必要です。また、熱中症の悪化を防止する対策や手順を定めて作業中に周知する必要があります。

(4) 緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（令和6年7月）※4

通信機器の携帯など緊急連絡体制の整備について、ガイドラインに基づく措置及び労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施する必要があります。

(5) 騒音障害防止のためのガイドライン改訂（令和5年4月）※5

振動障害予防対策及び騒音障害防止対策について、ガイドラインの周知とともに、予防対策の徹底をはかる必要があります。

(6) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育（令和3年3月）※6

従事者安全衛生教育について、概ね5年ごとに労働者が能力向上教育を受講するよう周知するとともに、安全衛生教育の機会を確保する必要があります。



チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント

3)チェーンソーを使用した伐木等作業に伴う保護具

チェーンソーを使用した伐木等作業の保護具等の選定は、①防護性能が高く、②作業性が良く、③視認性の高い目立つ色合いのもので、④人間工学に配慮した機能を備えたものを選定する必要があります。

(1) 下肢の切創防止用保護衣の着用

- チェーンソーを使用した伐木等作業を行う場合、下肢の切創防止用保護衣を必ず着用する必要があります。
- 防護ズボン及びチャップスは、JIST8125-2に適合又は同等以上の性能を有するものを着用する必要があります。JIS適合品には「JIS2022 class1」のラベル表示が義務化されていますので確認してください。



(2) 保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具の着用

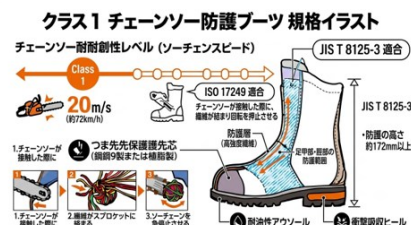
- 保護帽は「保護帽の規格」に適合したものを使用してください。なお、保護帽は「物体の飛来又は落下による危険を防止する保護帽」と「墜落による危険を防止する保護帽」の規格は異なるので、高所作業を行うときは、必ず「墜落による危険を防止する保護帽」の検定に合格している保護帽を使用してください。
- 保護網・保護眼鏡（フェイスガード）及び防音保護具（イヤーマフ）を使用してください。

(3) 衣服・手袋

- 衣服は袖締まり、裾締まりが良く、視認性の高い目立つ色合いの長袖の上衣を着衣する必要があります。
- 空調ジャンパーは刈払い機の排気ガスの吸い込みがない、林業に配慮した視認性の目立つ色合いの製品を使用してください。また、吸汗性が高いインナーを併用することで空調ジャンパーの効果が高まります。
- チェーンソー振動障害防止対策についても十分考慮して、防振・耐切創手袋を使用してください。

(4) 安全靴等の履物

- 経営者及び管理者は、安全靴その他の適当な履物を指定して、労働者に使用させる義務があります。労働者は、経営者及び管理者から履物の使用を命じられたときは当該履物を使用する義務があります。
- ガイドラインでは、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIST8125-3に適合する安全靴又は同等以上の性能を有する履物を規定しています。なお、海外製品のISO基準、EN基準に適合したLeve 1以上の製品は、JIS T8125-3に適合していますので問題なく使用できます。なお、甲ガード付及び先芯入り地下タビでJISに適合する製品は確認されていないので、使用しないように注意してください。



4)チェーンソーの取り扱い方法等

(1) 安全装置の確認と点検・整備

- チェーンソーを使用する前に必ずハンドガードの変形・チェーンブレイキの作動・チェーンキャッチャーの損傷・スロットロックアウトの動作・防振ゴムの劣化など安全装置の確認を行って使用してください。

(2) チェーンソーの始動方法

- エンジンの始動は、原則としてチェーンソーを地面に置き保持して行ってください。

(3) チェーンソーの取り扱いにあたっての基本的な姿勢

- チェーンソーは、前ハンドルと後ハンドルに親指を回して、確実に両手で保持して使用してください。
- チェーンブレイキの右手操作はチェーンソーの片手保持になり大変危険なので、両手でチェーンソーを保持したままチェーンブレイキ操作を行ってください。
- チェーンソーを肩より高く上げて作業をしないでください。

(4) チェーンソーを携行して移動する時の注意

- チェーンソーを携行して移動する前には、必ずチェーンブレイキをかけ、ソーチェーンの静止を確認してから移動してください。また、チェーンソーの格納時及び移動時には、必ずガイドバーカバーを被せてください。





チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント

5) 緊急連絡体制及びチェーンソー取扱い作業指針・リスクアセスメント・作業計画書等

(1) 林業の作業場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

- ・ 経営者及び管理者は、作業場の位置、作業内容、作業方法、通信機器、連絡体制などを勘案し、緊急連絡体制を定めて、その内容を労働者に周知する必要があります。特に、無線通信が可能な範囲、連絡責任者の選任、災害発生時の連絡体制及び傷病者の搬送・応急措置などの教育訓練に取り組む必要があります。

(2) チェーンソー取扱い作業指針

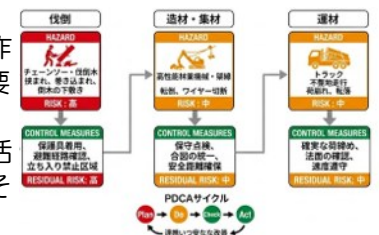
- ・ 作業指針では、チェーンソー作業時間の管理について規定しています。チェーンソーを使用する事業場では「振動工具管理責任者」と、チェーンソーの「振動工具管理台帳」を記録管理する必要があります。また、チェーンソー作業開始前に、使用するチェーンソーの1日当たりの振動ばく露限界時間から1日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づく具体的なチェーンソー作業計画を作成・指示してから作業に着手する必要があります。

(3) リスクアセスメント

- ・ 伐木等作業においては「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を踏まえてリスクアセスメントを行い、その結果に基づき労働安全衛生法令に規定された措置を実施するほか、危険又は健康障害を防止する措置を講じてから作業を開始する必要があります。

(4) 作業計画書

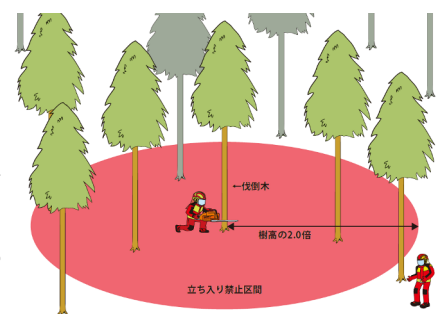
- ・ 伐木又は造材作業を行う場合には、事前調査を行ってチェーンソーを用いた作業ごとに、ガイドラインで定められた必要事項を含む作業計画を策定する必要があります。また、作業計画は作業場の労働者に周知を行う必要があります。
- ・ 作業計画を定める場合は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の活用と作業場の実態などを踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械・その他の作業を定める作業計画と合わせた様式とすることも可能です。
- ・ 経営者及び管理者は、定めた作業計画に基づき伐木等作業を実施するよう指導するとともに、作業計画に基づく作業の指揮のために作業指揮者を選任する必要があります。



6) チェーンソーを用いて行う伐木作業

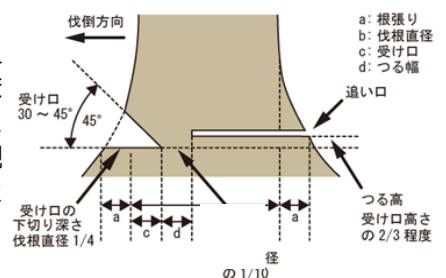
(1) 伐木作業に伴う立入禁止区域

- ・ 伐木作業を行うときは、伐木しようとする立木を中心に、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐木者以外の労働者が立ち入ることを禁止しています。
- ・ 隣接した伐木作業を行う場合は、伐木しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐木者以外の労働者が立ち入ることを禁止しています。
- ・ 斜面で作業を行うときは、労働者の位置が上下ならないように配置する必要があります。特に、急傾斜地や凍結した林地、浮石が多い林地などは注意が必要です。



(2) 基本的伐木作業

- ・ 伐木する立木の胸高直径が20cm以上のときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作る必要があります。この場合、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残し（ツル）を確保します。なお、改正災害防止規程では、受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は45度を基本とし、少なくとも30度以上とすることとしています。



(3) 伐木作業開始前の確認と合図

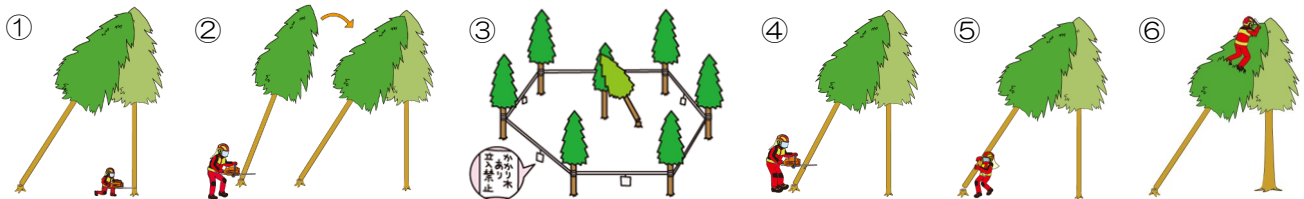
- ・ 伐木作業前には「上よし・周りよし・伐木方向よし・退避場よし」の指差呼称を行って作業の安全を確認するとともに、定められた合図を呼子または大声で必ず行って、周囲の労働者等の安全を確認して作業を行う必要があります。



チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント

(4) かかり木の処理の作業における禁止事項等

- かかり木が発生した場合には、発生したかかり木を速やかに、確実に処理する必要があります。
- かかり木の処理方法として、①かかっている木の伐木、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）は禁止作業として実施してはいけません。また、④かかっている木の元玉切り、⑤かかっている木の肩担ぎ、⑥かかっている木の枝切りは、かかり木の危険な処理方法として、ガイドラインで禁止行為としています。
- ③かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合は、かかり木作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その範囲に縄を張り、標識の設置を行って現地表示する義務があります。



7)チェーンソーを用いて行う造材作業

(1) 造材作業に伴う基本的な安全確保対策

- 斜面で造材木が転落や滑り落ちることにより、造材作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐木、切材、枯損木などは、くい止め、歯止めなど造材木が転落や滑り落ちることによる危険を防止する措置を講じる必要があります。
- 経営者及び管理者は、伐木等が転落や滑り落ちなど危険を生ずる恐れのある範囲で労働者に作業をさせてはいけません。



(2) 枝払い作業

- 伐木の安定を確認のうえ、足場を確保してから作業を行う必要があります。
- 原則として、元口の山側に立ち、伐木の先端に向かって枝払い作業を行う必要があります。
- 枝の付け根にチェーンソーを当てると跳ね返るおそれのある枝やかん木は、のこ目を入れる等により反発力を弱めてから枝払いを行う必要があります。
- 枝は、原則として、ガイドバーの根元の部分で枝払いを行う必要があります。

(3) 玉切り作業

- 玉切り作業は、必ず斜面上部に立って作業を行う必要があります。
- 玉切りした原木が動くおそれがある場合は、安定するまで転がすか、材が移動しないように杭止めを行って材を安定させたあとに、作業を行う必要があります。
- 玉切り作業のときは、ガイドバーが挟まれないように、くさびを使って作業を行う必要があります。
- 片持ちの伐木の玉切りは、原木の下部1/3をガイドバーの背で切り上げ、次に上部を切り下げて玉切作業を行います。このとき必要に応じ、支柱の設置などを行って造材木が裂けないようにします。
- 橋状の伐木の玉切りは、側面を切り、次に造材木の上部を半分切り下げ、くさびを打ったのち下部を切り下げる作業手順で進めます。
- 急傾斜地など足場の悪い場所で玉切りが困難な場合には、集材後に玉切りをする必要があります。
- 一本の伐木を同時に二人以上で玉切りを行うことは禁止行為です。



8)木材伐出機械等を使用した作業

木材伐出機械等は危険防止対策と教育の実施が義務付けられています。

- 原則として、前照灯、堅固なヘッドガードなど、原木等の飛来などによる危険防止設備が必要です。
- 作業場所の事前調査と作業計画の策定、並びに運転業務には安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲、時間に基づく特別教育が必要です。
- 特に、木材伐出機械等を使って作業を行う場合は、労働者を危険区域に立ち入らせてはいけません。

